Ⅰ　重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和４年２月10日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和５年４月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準」という。）を適用して、財務諸表等を作成している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「特殊要因経費」「ミッション実現加速化経費」に充当される運営費交付金の一部及び補正予算により措置された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い費用進行基準あるいは業務達成基準を採用している。

また、国立大学法人山形大学業務達成基準取扱細則に基づき学長が特に必要と認めた事業については、業務達成基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、国から承継した資産については見積耐用年数により、受託研究収入等により購入した償却資産については、当該受託研究等の期間を耐用年数としているが、令和５事業年度以降に償却資産を取得し、当該資産を当該受託研究等の終了後も使用する予定である場合、法人税法上の法定耐用年数を耐用年数としている。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	３～50年
構築物	３～60年
機械装置	５～17年
工具器具備品	２～20年
船舶	５年
車両運搬具	３～７年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への賞与の支払に備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされていない教職員についての退職給付に備えるため、当事業年度末の自己都合要支給額を計上している。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第83第４項に基づき計算された自己都合退職金要支給額の当期増加額を計上している。

５．徴収不能引当金の計上基準

債権の徴収不能に備えるため、過年度における徴収不能実績を基に回収不能見込額を計上しているほか、特定の債権については、回収可能性を個別に勘案して計上している。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券：償却原価法（定額法）

⑵　その他有価証券：期末日の市場価格等に基づく時価法

７．収益及び費用の計上基準

附属病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っている。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識している。

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産（貯蔵品）：最終仕入原価法

医薬品・診療材料：最終仕入原価法

９．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

10．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

Ⅱ　注記事項

１．貸借対照表関係

⑴　運営費交付金から充当されるべき賞与及び退職手当の見積額

賞与の見積額	1,206,708千円
退職手当の見積額	10,657,122千円

⑵　担保に供している資産

土地	11,819,800千円
建物	11,690,883千円
担保提供資産に対応する債務残高	13,392,281千円

⑶　利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	21,948,162千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	17,858,639千円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	4,089,522千円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療器機等に係る減価償却費見合いの収益化額が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産について承継時に負債として計上していた額のうち、資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する当該負債の収益化額　551,090千円

③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　416,671千円

④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　231,413千円

5,288,697千円